○厚生労働省告示第百七十号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行に伴い、技能者表彰規程（昭和四十二年労働省告示第三十八号）の一部を次の表のように改正し、同法の施行の日（令和七年六月一日）から適用する。

令和七年五月三十日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （表彰状等の返納）<br>**第五条**　厚生労働大臣は、第三条に規定する表彰状及び卓越技能章を授与された者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、又は被表彰者としてふさわしくない非行のあつたときは、これを返納させることができる。 | （表彰状等の返納）<br>**第五条**　厚生労働大臣は、第三条に規定する表彰状及び卓越技能章を授与された者が、禁錮以上の刑に処せられ、又は被表彰者としてふさわしくない非行のあつたときは、これを返納させることができる。 |

○厚生労働省告示第百七十一号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次の表のように改正し、令和七年六月一日から適用する。

令和七年五月三十日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

**改正後**

**別表**

Ⅰ　（略）

Ⅱ　医科点数表の第２章第１部、第３部から第６部まで及び第９部から第12部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格

001～006　（略）

007　血管内超音波プローブ

(1)・(2)　（略）

(3)　近赤外線分光法機能付き　132,000円

008～230　（略）

231　消化器用瘻孔形成補綴材留置システム　502,000円

232　鉱物由来非吸収性局所止血材　１ｇ当たり2,640円

Ⅲ～Ⅴ　（略）

Ⅵ　歯科点数表の第２章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

| 品名 | 単位 | 材料価格 |
| --- | --- | --- |
| 001　（略） | | |
| 002　歯科鋳造用14カラット金合金インレー用（ＪＩＳ適合品） | １ｇ | 11,763円 |
| 003　歯科鋳造用14カラット金合金鉤用（ＪＩＳ適合品） | １ｇ | 10,454円 |
| 004　歯科用14カラット金合金鉤用線（金58.33％以上） | １ｇ | 10,549円 |
| 005　歯科用14カラット合金用金ろう（ＪＩＳ適合品） | １ｇ | 10,538円 |
| 006　歯科鋳造用金銀パラジウム合金（金12％以上　ＪＩＳ適合品） | １ｇ | 3,299円 |
| 007～009　（略） | | |
| 010　歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15％以上　ＪＩＳ適合品） | １ｇ | 4,901円 |

**改正前**

**別表**

Ⅰ　（略）

Ⅱ　医科点数表の第２章第１部、第３部から第６部まで及び第９部から第12部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格

001～006　（略）

007　血管内超音波プローブ

(1)・(2)　（略）

（新設）

008～230　（略）

（新設）

（新設）

Ⅲ～Ⅴ　（略）

Ⅵ　歯科点数表の第２章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

| 品名 | 単位 | 材料価格 |
| --- | --- | --- |
| 001　（略） | | |
| 002　歯科鋳造用14カラット金合金インレー用（ＪＩＳ適合品） | １ｇ | 11,136円 |
| 003　歯科鋳造用14カラット金合金鉤用（ＪＩＳ適合品） | １ｇ | 9,827円 |
| 004　歯科用14カラット金合金鉤用線（金58.33％以上） | １ｇ | 9,922円 |
| 005　歯科用14カラット合金用金ろう（ＪＩＳ適合品） | １ｇ | 9,911円 |
| 006　歯科鋳造用金銀パラジウム合金（金12％以上　ＪＩＳ適合品） | １ｇ | 3,230円 |
| 007～009　（略） | | |
| 010　歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15％以上　ＪＩＳ適合品） | １ｇ | 4,785円 |